

退職等年金給付(年金払い退職給付)について

平成27年10月1日から被用者年金制度が一元化されたことに伴い、共済年金の職域年金相当部分については廃止となりましたが、平成27年10月以降の組合員期間については、新たな公務員制度として退職等年金給付が創設され、退職年金(終身退職年金・有期退職年金)が共済組合から支給されます。



退職等年金給付(年金払い退職給付)の種類

- ① 退職年金**：退職し65歳に達した時、または65歳に達した日以降退職した時に、給付算定基礎額残高の半分は有期年金、半分は終身年金として支給。
- ② 公務障害年金**：平成27年10月以降に初診日がある公務傷病により障害等級1級～3級程度の障害になった場合に支給。
- ③ 公務遺族年金**：平成27年10月以降に公務傷病により死亡した場合、遺族に支給。

※①退職年金のイメージ

- 半分は有期退職年金(基本20年有期、10年有期または一時金も選択可)
- 半分は終身退職年金

有期退職年金(20年)

※10年有期または一時金も選択可

終身退職年金

退職等年金給付(年金払い退職給付)の積立と給付の関係

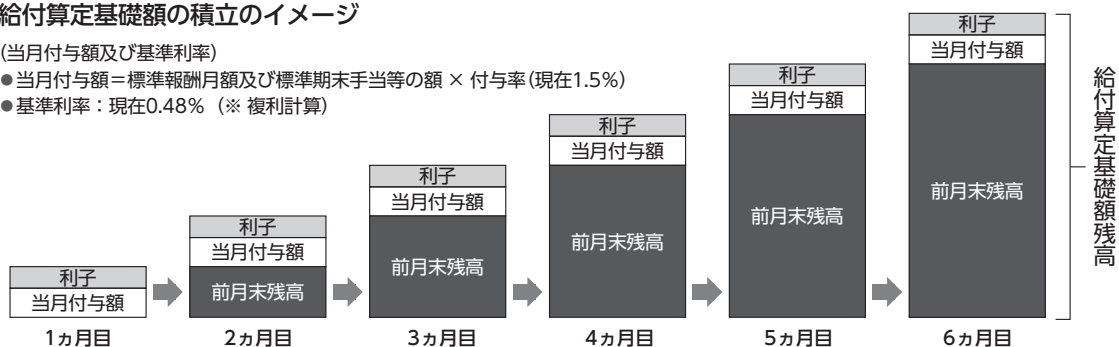
「退職等年金給付(年金払い退職給付)」は、将来の給付に必要な原資を組合員ごとにあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付です。組合員ごとに仮想の個人勘定を設定し、各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に「付与率(現在1.5%)」を乗じて得た付与額を基準利率に基づく利子とともに毎月積み立てます。これを累積した「給付算定基礎額」が退職等年金給付(年金払い退職給付)の原資となります。

※毎年6月頃、「給付算定基礎額残高通知書」を送付します。

給付算定基礎額の積立のイメージ

(当月付与額及び基準利率)

- 当月付与額 = 標準報酬月額及び標準期末手当等の額 × 付与率(現在1.5%)
- 基準利率：現在0.48% (※ 複利計算)



退職等年金給付(年金払い退職給付)の詳細については…

全国市町村職員共済組合連合会のホームページ「年金ガイド」をご確認ください。

▶ <http://www.shichousonren.or.jp>

年金ガイド

年金給付
事業

退職等年金給付
(年金払い退職給付)

◆退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る基準利率等、適用になる率については、下記の地方公務員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)
トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。



地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

ワンストップサービスについて

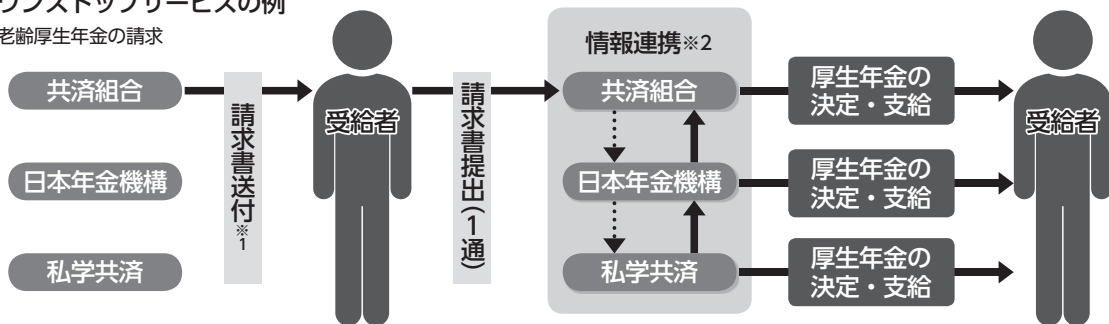
被用者年金一元化以前の年金制度では、複数の年金制度(共済年金、厚生年金等)に加入したことがある方は、それぞれの実施機関(共済組合、年金事務所等)に年金の請求手続きをする必要がありました。

平成27年10月以降は、ワンストップサービスにより、1カ所の実施機関で複数の年金請求ができるようになりました。

ただし、一部の年金請求はワンストップサービスの対象外となります。

ワンストップサービスの例

老齢厚生年金の請求



※1 請求書は、在職中の実施機関または最終の年金加入期間がある実施機関から送付されます。

※2 受給者から提出された老齢厚生年金請求書は、実施機関の間で情報連携します。

ワンストップサービスの対象となるもの

- 平成27年10月以降に受給権が発生する老齢厚生年金の請求
- 年金関係の各種届出(氏名・住所変更など)

※平成27年9月以前に受給権が発生した年金についての届出は、一部対象外となります。

ワンストップサービスの対象とならないもの

- 支給開始年齢の異なる老齢厚生年金の請求
※特定消防組合員の支給開始年齢の特例に該当する方、日本年金機構支給の老齢厚生年金を受給できる女性で昭和41年4月1日までに生まれた方など
- 障害厚生年金・短期要件の遺族厚生年金の請求(初診日または死亡日に加入していた実施機関に請求)
- 受給権発生日が平成27年9月以前となる年金の請求
- 65歳到達時の特別支給から本来支給への切り替え請求
- 退職等年金給付の請求

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307